

## コロナ禍における原油価格・物価高騰対応事業継続支援助成金のお知らせ

会員事業所の皆様には、商工会の諸活動に対しご協力をいただきお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大に加え原油価格・物価高騰など依然、地域内の経済活動に対する悪影響が続いています。今回滋賀県商工会連合会・長浜市商工会では、この厳しい状況に直面する中でも事業の継続確保に向け積極的な経営努力に取り組まれる中小企業等に対して必要経費の一部を助成することになりました。

次の項目に該当され、既に取り組まれている方、また検討中の事業所は担当職員等にご相談ください。

### ○対象事業者

長浜市商工会地域(旧東浅井・伊香の地域)で事業を行う、中小企業基本法に定められた中小企業(法人・個人)を対象とします。会員事業所以外でも要件が整えば該当となります。

※長浜市商工会員であれば、事業所在地が会議所地域の方も対象となります。

### ○助成対象内容

#### (1) 環境変化対応対策

コロナ禍や原油価格高騰対策を踏まえた新商品・新サービス開発、環境変化に対応した取り組み、合理的な経営への転換(インボイス対応を含む)などに係る経費

例:新商品・新サービスの開発、エネルギーコスト削減の経営診断やエネルギー使用量の監視システム(ソフト面)投資などの経費

#### (2) 消費喚起対策

原油価格・物価高騰により落ち込んだ消費を回復させるための取組みの経費

例:独自に消費喚起セールの実施と情報発信、新商品等のPR活動、展示会や商談会への参加などの経費

※経常的な広告、SEO対策等は対象外

※(1)(2)それぞれ、ハード面の設備投資、備品購入、人件費、通信費は対象外です。※

### ○助成対象期間

令和4年6月1日～令和5年2月28日

※ただし、予算に達し次第受付終了となります。助成対象期間内での事業完了が前提となります。※

### ○助成金額

上限10万円(助成対象経費の10分の10:千円未満切捨て)

※実際支払い完了の経費(税抜き)の範囲内で助成します。※

※助成金の交付は、同一の事業者につき、年度内1回限りです。※

### ○助成申請の受付期間

令和4年9月1日～令和5年1月31日

※ただし、予算に達し次第受付終了となります。郵送または持参にて提出ください。※

## ○応募方法等

助成を希望される方は、助成金交付申請書（様式 1）に次の①～⑤を添えて商工会長に提出ください。

- ① 必要経費の明細が記載された請求書等
- ② 支出を証明できる書類
- ③ 実施事業がわかる写真（成果物を含む）、チラシ、パンフレット、情報誌等の実施が確認できるもの
- ④ 開業届、確定申告書など事業実態、事業所在地が確認できる書類の写し等
- ⑤ 事業継続支援助成金申請時チェックリスト

## ○採択の決定方法

- ① 助成金交付申請書等による審査会にて書類審査等を実施後、商工会長が採択の可否を決定します。
- ② 採択者には商工会より決定通知を送付後、速やかに指定金融機関の口座へ送金します。

## ○助成の取り消し

次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すとともに、既に交付された助成金については、その返還を求める。

- ① 提出書類に虚偽の記載があったとき
- ② 助成金交付の条件に違反したとき
- ③ 助成事業の実施について不正行為があったとき
- ④ 法令違反などの反社会的行為が明らかになったとき

## ○その他応募に係る注意事項

- ① 申請された書類等は返却しません。  
申請にかかる一切の費用については、申請者自身の負担とします。なお、本助成事業は、予算額の枠内で実施する事業であるため、当該事業の申請書等を提出されても、必ず採択されるものではありません。
- ② 採択となる場合でも、助成金額を減額する場合があります。
- ③ 同一の事業内容で、「小規模事業者持続化補助金」など「行政・商工会等から補助金・助成金等」を受けている場合は、助成の対象外とします。

## ○問合せ及び申請先

長浜市商工会（長浜市湖北町速水2745番地） TEL 78-2121（代）

《中小企業は次の項目に該当する事業所です。》

業種	資本金の額	常時使用する従業員
製造業その他	3億円以下	300人以下

卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5000万円以下	100人以下
小売業	5000万円以下	50人以下